

会計	24	駐車場費特別会計
款	1	駐車場費
項	1	駐車場管理費
目	1	駐車場管理費

所管課	都市整備課
事業名	駐車場管理費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	10,800	12,104		12,104			12,104	1,304
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	10,800	12,104		12,104		12,104	1,304
	一般財源	0	0		0		0	0

事業概要	市営駐車場(境港駅前、大正町、松ヶ枝町、日ノ出)4箇所の管理・運営を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	水木しげるロード周辺や中心市街地に駐車場を確保することで、観光客や駐車場を確保できない人への利便を図り、道路交通の円滑化を図る。		
現状と背景	水木しげるロードや隠岐への観光客等の駐車場を確保するため、平成18年度に境港駅前と大正町にある市土地開発公社用地を取得・整備し、また、民間からの借地である松ヶ枝町にある公衆トイレ用地の一部を定期駐車場として、平成19年4月より供用開始した。これにより市営駐車場は、日ノ出駐車場とあわせて4箇所となった。	その他	ゴールデンウィークや盆などの繁忙期には駐車場が不足しており、台場公園などに臨時駐車場を開設して対応している。

会計	24	駐車場費特別会計
款	2	公債費
項	1	公債費
目	1	元金

所管課	都市整備課
事業名	長期借入金元金償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	44,332	44,332		44,332			44,332	0
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	31,579	44,332	44,332			44,332	12,753
	一般財源	12,753	0	0			0	▲ 12,753

事業概要	これまでに借り入れた市債の元金を償還する。《市債》 駐車場を整備する際に、単年度では財源確保が難しいことや住民負担を公平化(施設を利用する世代で負担)するために借り入れる長期借入金	今年度見直し事項	
事業目的	過去に借り入れた市債の元金を償還する。		
現状と背景	市債の償還は平成28年度までであり、各年度の元金償還額は均等である。	その他	

会計	24	駐車場費特別会計
款	2	公債費
項	1	公債費
目	2	利子

所管課	都市整備課
事業名	長期借入金利子償還金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	6,014	5,238		5,238			5,238	▲ 776
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	6,014	5,238	5,238			5,238	▲ 776
	一般財源	0	0	0	0		0	0

事業概要	これまでに借り入れた市債の利子償還(返済)を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	過去に借り入れた市債の利子を償還する。		
現状と背景	市債の償還は平成28年度までであり、利子償還額は年々減少する。	その他	

会計	24	駐車場費特別会計
款	3	予備費
項	1	予備費
目	1	予備費

所管課	都市整備課
事業名	予備費
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長調整 ④(増減額)	市長査定 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	500	500		500			500	0
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他	0	500	500			500	500
	一般財源	500	0		0			0

事業概要	当初予算計上時には予期できなかった臨時的・突発的な事柄に即応するためには、補正予算案を編成し臨時市議会において議決を経るのが原則であるが、軽微なものについてまで臨時市議会の開催等は非効率であることから、当初予算において用途を限定しない予備費を計上している。	今年度見直し事項	
事業目的	臨時的・突発的に生じた事柄に対し、予算措置の有無に関らず、ある程度即応できる経費を確保する。		
現状と背景	予備費は、議会の否決した費途に充てることができない(地方自治法第217条第2項)と定められている。予備費を充当した費目及び金額は決算書に明記する。	その他	